

2017年4月1日

明海大学行動計画書（第3回）

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、つぎのように行動
計画を策定する。

1. 計画期間 2017年4月1日～2022年3月31日（5年間）

2. 内 容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康について、労働者に対する制度の
周知や情報提供及び相談体制の整備の充実

<対策>

- ① 学校法人明海大学母性健康管理規程の周知。
- ② 女性労働者が相談しやすい職場環境作りをする。
- ③ 相談を受ける職員の教育の実施。

目標2：子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進

<対策>

- ① 男子職員が妻の出産時に取得できる特別休暇を周知する。
- ② 休暇が取得しやすい職場環境の整備。

目標3：すでにある育児・介護休業に関する諸制度を職員に周知徹底

<対策>

- ① 育児・介護休業等に関する諸規程を職員がいつでも確認できるようにする。
- ② 育児休業給付、介護休業給付の周知。
- ③ 育児休業中の共済掛金免除等の周知。

目標4：所定外労働の削減の実施

<対策>

- ① 定員及び勤務内容の見直しを行い所定外労働の削減の実施を行う。
- ② ノー残業デーを設ける。
- ③ 所属長に対して、業務の合理化や業務配分の適正化に努め、所定外労働の削減に取り組む。
- ④ 職員に対して、所定外労働の削減に取り組むよう呼びかける。